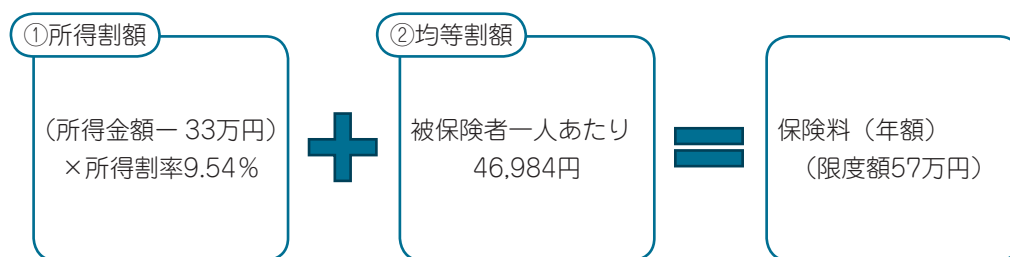


後期高齢者医療保険料の軽減率が見直されます

保険料軽減率の見直しは、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として予算措置により実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世帯内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直されるものです。

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。



①所得割額の軽減

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の人については所得割額が**5割**軽減されていましたが、平成29年度に**2割**軽減、平成30年度に軽減なしとなります。

②被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった被保険者は、所得割額が課されず、均等割額が**9割**軽減されていましたが、平成29年度に均等割額**7割**軽減、平成30年度に**5割**軽減、平成31年度に軽減なしとなります。所得割額は当面は課されず、賦課開始時期を引き続き検討します。

*被用者保険の被扶養者とは、75歳になる前日にご家族の会社の健康保険などの被扶養者だった人のことです。

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|----------|------|------|------|------------------------------|
| ①所得割額の軽減 | 5割 | 2割 | 軽減なし | 軽減なし |
| ②均等割額の軽減 | 9割 | 7割 | 5割 | 資格取得後2年間5割軽減 (3年目以降は軽減なし) |

平成29年度の保険料から見直されます。平成29年度の保険料額決定通知書は7月中旬頃に送付します。

保険料を年金天引きで納めている皆さまへ

年金天引きの場合、前半（4月・6月・8月）の保険料は前年度と同じ額を天引きし、後半（10月・12月・2月）で残りの保険料を調整します。そのため、平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、実際に天引き額が増えるのは10月からです。

天引きの例 元被扶養者に該当する人の場合（金額は、年金天引きの額です）

平成28年度の保険料額 年額4,600円

平成29年度の保険料額 年額14,000円

| | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|---|------|------|------|--------|--------|--------|
| 800円 | 800円 | 800円 | 800円 | 700円 | 700円 | → | 700円 | 700円 | 700円 | 4,100円 | 3,900円 | 3,900円 |
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |

問合せ 保険医療課医療グループ（内線144）、FAX63-5334

幸田町役場 ☎62-1111(代)

福祉医療費助成制度のご案内

この制度は、受給者が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担額を助成して健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図ることを目的としています。対象となるのは、町内に住所を有し、健康保険（国民健康保険、社会保険など）に加入している人で、下表に該当する人となります。この制度による助成を受けるには、申請が必要です。

| 制度 | 対象 | 助成内容 |
|-----------|---|---|
| 子ども医療 | 0歳～中学3年(年度末まで) | 医療保険の自己負担額の全額 |
| 障害者医療 | <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 1～3級 4級（腎臓機能障害） 4～6級（進行性筋萎縮症） ●療育手帳A・B判定の人 ●自閉症状群と診断されている人 | 医療保険の自己負担額の全額 |
| 母子家庭等医療 | <ul style="list-style-type: none"> ●母子、父子家庭の子が18歳に達する年度末までの母、父、子（児童扶養手当に準ずる所得制限があります） ●父母のいない子が18歳に達する年度末まで | 医療保険の自己負担額の全額 |
| 精神障害者医療 | 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 | 医療保険の自己負担額の全額 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 3級 | 精神疾患に関する入院医療費自己負担額の2分の1 |
| | 自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている人 | 自立支援医療における精神疾患の通院医療費自己負担額（1割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1 |
| 後期高齢者福祉医療 | 後期高齢者医療の被保険者の人で <ul style="list-style-type: none"> ●障害者医療、母子家庭等医療、精神障害者医療の受給資格を満たす人（上表） ●精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の規定による措置入院患者 ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による命令入所患者と同等の要件を有すると認められた人 ●戦傷病者手帳所持者 ●ねたきり、認知症で生活介護を受けていることが3カ月以上継続し、町民税非課税世帯の人 * 状況調査を行います ●一人暮らしで、町民税非課税の人 * 状況調査を行います | 医療保険の自己負担額を助成します。（全疾病） ただし、次の人はそれぞれ以下に掲げる助成内容となります。 <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている人は、精神疾患に関する入院医療費自己負担額の2分の1 ●自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている人は、精神疾患の通院医療費の自己負担額、精神疾患の入院医療費の自己負担額の2分の1 |

* 入院時の食事代や部屋代などは助成対象となりません。

* 生活保護を受けている人や施設措置入所などにより同等の医療助成を受給している人は、対象から除きます。

申請に必要なもの 印鑑、健康保険証、障害者手帳など対象者であることを証明する書類、身分証明書、個人番号カード（通知カード）

問合せ 保険医療課医療グループ（内線144）、F A X 63-5334

平成29年度 国民健康保険税はこうなります

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくても、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢支援分・介護保険分（40歳から64歳までの人）ごとに計算した合計額を年税額として、7月から翌年2月までの年8回に分けて納めていただきます。

平成29年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

平成29年度の国民健康保険税

国民健康保険税は、被保険者の医療費にあてられる大切な財源であり、その被保険者間で公平に負担していただくよう税率などが決められていますので、必ず納期限までに納めましょう。

| 課税区分 | 課税対象 | 医療保険分 | 後期高齢支援分 | 介護保険分 |
|---------|-------------------|---------|---------|--------|
| 所得割 | 前年の所得から33万円を控除した額 | 5.00% | 1.60% | 1.27% |
| 資産割 | 固定資産税額（土地・家屋） | 12.00% | 4.00% | 3.90% |
| 均等割 | 被保険者1人あたり | 24,800円 | 5,600円 | 9,800円 |
| 平等割（注1） | 1世帯あたり | 21,000円 | 4,400円 | 3,800円 |
| 課税限度額 | | 54万円 | 19万円 | 16万円 |

（注1）国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、平等割額（医療保険分・後期高齢支援分）が移行後5年間は半額、その後3年間は4分の3となります。

低所得者は税額が軽減されます（申請不要）

平成29年度は、軽減の判定基準の見直しにより、軽減の拡充が図られます。

| 軽減の対象 | 軽減の判定基準 | 軽減される税額 |
|--|------------------------------------|--------------|
| 世帯主・被保険者・旧被保険者（注2）の前年の所得額の合計（65歳以上の公的年金等の所得からは15万円を控除） | 前年の所得額が33万円以下 | 均等割額・平等割額の7割 |
| | 前年の所得額が33万円+27万円×（被保険者・旧被保険者の人数）以下 | 均等割額・平等割額の5割 |
| | 前年の所得額が33万円+49万円×（被保険者・旧被保険者の人数）以下 | 均等割額・平等割額の2割 |

（注2）旧被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人

倒産や解雇などによる非自発的失業者に対する軽減措置があります（申告必要）

平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人は、申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間において、前年所得のうち給与所得を100分の30として所得割額が計算され、低所得者の税額軽減についても、同様に判定されます。

| 対象となる雇用保険受給資格者証の離職理由の番号 | |
|-------------------------|-------------------|
| 特定受給資格者 | 11・12・21・22・31・32 |
| 特定理由離職者 | 23・33・34 |

支払いは便利な口座振替で

国民健康保険税の支払いには、便利な口座振替をご利用ください。なお、世帯主が65歳以上の被保険者で、その世帯に65歳未満の被保険者がいない人は、口座振替の人などを除き、受給する年金から天引きされます。

幸田町役場 ☎62-1111(代)

こんなときは減免が受けられます (申請必要)

下表のいずれかに該当する人は、納期限までに申請してください。

| 減免の判定基準 | 減免される税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------------|--------------------------|--------------------|------------------------------|---------------------|--------------------------|----------------------|--------------------------|---------|--|----|----|-----------------|--|----|------|-------------------|--|------|------|
| 世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯 (非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が低額となる世帯を除く) | 所得割額の半額 (非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が高額となる世帯は、その差額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡し、もしくは障がい者となった世帯 | 災害を受けた日以後1年以内に到来する納期の納付額の全額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に生じた損害金額がその住宅や家財の価格の5分の1以上である世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯 | 災害を受けた日以後1年以内に到来する納期の納付額に対し下表の区分による額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯の区分 (前年の所得額の合計)</th> <th colspan="2">減免される額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>損害金額がその住宅や家財の価格の5割以上</th> <th>損害金額がその住宅や家財の価格の2割以上5割未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td></td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円以下</td> <td></td> <td>半額</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え1,000万円以下</td> <td></td> <td>4分の1</td> <td>8分の1</td> </tr> </tbody> </table> | 世帯の区分 (前年の所得額の合計) | | 減免される額 | | | | 損害金額がその住宅や家財の価格の5割以上 | 損害金額がその住宅や家財の価格の2割以上5割未満 | 500万円以下 | | 全額 | 半額 | 500万円を超え750万円以下 | | 半額 | 4分の1 | 750万円を超え1,000万円以下 | | 4分の1 | 8分の1 |
| 世帯の区分 (前年の所得額の合計) | | 減免される額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 損害金額がその住宅や家財の価格の5割以上 | 損害金額がその住宅や家財の価格の2割以上5割未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500万円以下 | | 全額 | 半額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500万円を超え750万円以下 | | 半額 | 4分の1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 750万円を超え1,000万円以下 | | 4分の1 | 8分の1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産税額 (土地・家屋) の減免を受けた世帯 | 減免となった固定資産税額による資産割額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被保険者が少年院などの施設に収容、または刑事施設や労務場などの施設に拘禁された世帯 | 被保険者が拘禁などされた期間に対する税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯 (軽減を受けた世帯を除く) | 均等割額・平等割額の2割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯 (軽減を受けた世帯を除く) | 均等割額・平等割額の2割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であった者 (65歳以上の者に限る) が国民健康保険の被保険者 (旧被扶養者) となった世帯で、下表の区分による世帯 | 旧被扶養者に対する所得割額・資産割額の全額、7割または5割軽減を受けた世帯を除く世帯の下表の区分による額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の区分</th> <th>減免される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯</td> <td>旧被扶養者に対する均等割額の半額 (2割軽減世帯は3割)</td> </tr> <tr> <td>旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯</td> <td>均等割額・平等割額の半額 (2割軽減世帯は3割)</td> </tr> </tbody> </table> | 世帯の区分 | 減免される額 | 旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯 | 旧被扶養者に対する均等割額の半額 (2割軽減世帯は3割) | 旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯 | 均等割額・平等割額の半額 (2割軽減世帯は3割) | | | | | | | | | | | | | | |
| 世帯の区分 | 減免される額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯 | 旧被扶養者に対する均等割額の半額 (2割軽減世帯は3割) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯 | 均等割額・平等割額の半額 (2割軽減世帯は3割) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 世帯主と被保険者の町民税が非課税の世帯 (軽減を受けた世帯を除く) | 均等割額・平等割額の2割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 世帯主が生活保護を受けた世帯 | 保護を受けた期間に到来する納期の納付額の全額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

問合せ 保険医療課国保年金グループ (内線142)、FAX 63-5334

幸田町役場 ☎62-1111(代)

★☆☆情報提供レベルのあなたは

現段階では、メタボリックシンドロームの危険はありません。でも、若いころに比べて体重が増えた、特定健康診査の結果が基準値内でも急に高くなったなどの変化があれば、将来メタボリックシンドロームになる可能性がありますので、油断は禁物です。健康的な生活習慣を心掛けましょう。

★★☆動機付け支援レベルのあなたは

まだ、メタボリックシンドロームの予備群です。でも、この状態を放置すると、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中などの死に直結する病気を招く危険性があります。今なら生活習慣の改善することで、こんな恐ろしい病気になるのを防ぐことができます。

★★★積極的支援レベルのあなたは

まさに、メタボリックシンドロームそのものです。この状態を放置すると、心臓病や脳卒中などの死に直結する病気を招く危険性が非常に高いといえます。今すぐ生活習慣の改善が必要です。手遅れになる前に、健康なからだを取り戻しましょう。



動機付け支援レベルまたは**積極的支援レベル**となった人には、後日、特定保健指導のお知らせを郵送します。
届いたら、日程などご都合に合わせて申し込んでいただき、生活習慣の改善のための取り組みを一緒に考えて実行していきましょう。



特定保健指導とは？・・・生活習慣改善のビッグチャンス！！

特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が大きい期待できる人に対し、その状態から「動機付け支援」か「積極的支援」のどちらかに分け、生活習慣の改善の方法を自ら選択できるよう、保健師や管理栄養士など健康のプロがサポートするものです。

「忙しいから」とか「まだ大丈夫だから」と先延ばししていると生活習慣病を発症し、今までの生活から一転、不自由な毎日を強いられ、最悪の場合、死に至ることにもなりかねません。

この特定保健指導は、健康のプロによる支援が受けられ、しかも無料で、健康な毎日を手に入れることができる、またとない機会ですので、積極的に利用していただき、ご自身の生活習慣を見直すきっかけにしてください。

特定保健指導を利用した人の声



メタボの体から以前の体に戻りつつあります。指導を受けて大変良かったです。今までのズボンがダブダブですよ！



よくわかってるつもりでも「man to man」で顔を見てお話を伺うと、モヤモヤがなくなり、専門の先生に教えていただいたことで納得できました。











今までの生活習慣を話し、具体的に行動計画を指導して頂き、目標達成のために気持ちをもっていかたと感謝しています。

問合せ 保険医療課 国保年金グループ (内線143)、F A X 63-5334

国民年金保険料免除・納付猶予制度について

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1か月の保険料は、16,490円（平成29年度）ですが、収入の減少や失業等により保険料の納付が困難な場合は、申請して承認を受けると、保険料が全額免除、一部免除（一部納付）または納付が猶予される制度があります。

免除と未納はこんなに違います！

| | 老齢基礎年金を受けるための資格期間 | 老齢基礎年金の受け取り額 | 障害・遺族年金を受けるとき | 所得審査を受ける方 | |
|---------------------------------|-------------------|---|--------------------|--|----------------|
| 全額免除 | ○ 受給資格期間となる |  1/2 | ○ 納付した場合と同じ | 本人・配偶者 ・世帯主 | |
| 4分の3免除 4分の1納付 4,120円を納める | ○ 受給資格期間となる | ×  5/8 全額納付を「1」として比較した額 | ○ 納付した場合と同じ | × 本人・配偶者 ・世帯主 | |
| 半額免除 半額納付 8,250円を納める | ○ 受給資格期間となる | ○  6/8 一部納付しないと未納と同じ扱い | ○ 納付した場合と同じ | ○  6/8 一部納付しないと未納と同じ扱い | 本人・配偶者 ・世帯主 |
| 4分の1免除 4分の3納付 12,370円を納める | ○ 受給資格期間となる | ○  7/8 一部納付しないと未納と同じ扱い | ○ 納付した場合と同じ | ○  7/8 一部納付しないと未納と同じ扱い | 本人・配偶者 ・世帯主 |
| 納付猶予 | ○ 受給資格期間となる | ○  0 追納できる | ○ 納付した場合と同じ | 本人・配偶者 | |
| 未納 | × 【期間に算入されない】 | ○  0 追納できない | × 【受け取れない場合がある】 | | |

* 保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。追納する場合は、免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。納付猶予の申請対象者は従来20歳以上30歳未満の方ですが、平成28年7月から平成37年6月までの間は、対象者が「30歳未満」から「50歳未満」へと拡大されています。

平成29年度の申請受付は、7月からとなります。申請対象期間は、平成29年7月から平成30年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年（平成28年）中の所得の申告が必要ですので、所得申告を済ませてから申請してください。

【免除等の申請対象期間と審査所得の関係】 *平成29年7月時点（注1）

| 区分 | 申請の対象となる期間 | 審査の対象となる所得 |
|-------------|----------------|------------|
| 平成26年度分 | 平成27年6月分 | 平成25年中所得 |
| 平成27年度分 | 平成27年7月～28年6月分 | 平成26年中所得 |
| 平成28年度分 | 平成28年7月～29年6月分 | 平成27年中所得 |
| 平成29年度分（注2） | 平成29年7月～30年6月分 | 平成28年中所得 |

（注1）申請時点から、2年1か月前までの期間について、さかのぼって国民年金保険料の免除等を申請できます。

（注2）平成29年度分は、平成29年7月から申請ができます。

申請時の注意点

- 1 年度ごとに申請書の提出が必要です。1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。※免除・納付猶予は7月から翌年6月まで。
- 2 過去の所得で審査します。申請する年度に対応する前年所得に基づき審査されます。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者等の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

申請・問合せ 保険医療課国保年金グループ（内線143）、FAX63-5334
岡崎年金事務所 国民年金課 ☎23-2515、FAX23-4511

幸田町役場 ☎62-1111(代)

医療費の窓口負担や入院時の食事代が軽減される認定証の更新を忘れずに

1カ所の医療機関などに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院時の食事代などの標準負担額(自己負担額)が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日までです。

国民健康保険の被保険者は、引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。申請に必要なものを持って、役場1階保険医療課(4番窓口)までお越しください。後期高齢者医療の被保険者で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を既にお持ちの人は、今年も適用区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ(町民税非課税世帯)に該当すれば、7月下旬に新しい認定証を郵送します。(申請手続きは不要です。)また、新たに適用区分の低所得者Ⅰ・Ⅱに該当された人は、申請手続きが必要です。6月下旬にご案内を郵送していますのでご確認ください。

医療費1カ月の自己負担限度額(70歳未満)

| 適用区分 | 所得要件 | 過去12か月間の世帯内の高額療養費支給回数 | | 対象となる認定証 |
|------|------------------------------|-------------------------------------|----------|--------------------------|
| | | 3回目まで | 4回目以降 | |
| ア | 901万円超(注1) | 252,600円+842,000円を超えた 総医療費の1%を加算 | 140,100円 | 限度額適用 認定証 |
| イ | 600万円超 901万円以下(注1) | 167,400円+558,000円を超えた 総医療費の1%を加算 | 93,000円 | |
| ウ | 210万円超 600万円以下(注1) | 80,100円+267,000円を超えた 総医療費の1%を加算 | 44,400円 | |
| エ | 210万円以下 (町民税非課税世帯を除く)(注1) | 57,600円 | 44,400円 | |
| オ | 町民税非課税世帯(注2) | 35,400円 | 24,600円 | 限度額適用・ 標準負担額 減額認定証 |

医療費1カ月の自己負担限度額(70歳以上) *平成29年8月から一部上限額が変わります。

| 適用区分 | 負担割合 | 自己負担限度額 | | 対象となる認定証 |
|-----------|-------|--------------------------|--|----------------------|
| | | 外来 | 外来+入院 | |
| 現役並み所得者 | 3割 | 57,600円 [44,400円] | 80,100円+267,000円を超えた 総医療費の1%を加算 (注4) | / |
| 一般 | 2割・1割 | 14,000円(注3) [12,000円] | 57,600円(注4) [44,400円] | |
| 低所得者Ⅱ(注2) | | 8,000円 | 24,600円 | 限度額適用・標準 負担額減額認定証 |
| 低所得者Ⅰ(注2) | | 8,000円 | 15,000円 | |

[]は平成29年7月までの額

入院時の食事代の標準負担額

| 適用区分 | | 標準負担額 | 対象となる認定証 |
|--------------------------------------|---------------------|--------|----------------------|
| ア・イ・ウ・エ・現役並み所得者・一般 | | 1食360円 | / |
| オ(注2)(70歳未満) 低所得者Ⅱ(注2) (70歳以上) | 過去12か月間で90日までの入院 | 1食210円 | 限度額適用・標準 負担額減額認定証 |
| | 過去12か月間で90日を超える長期入院 | 1食160円 | |
| | 低所得者Ⅰ(70歳以上)(注2) | 1食100円 | |

(注1) 世帯の国民健康保険被保険者全員の「前年の所得から33万円を控除した額」の合計

(注2) 国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が町民税非課税の人(Ⅰ・Ⅱの区分などは申請時にお調べします)

(注3) 年間上限は144,000円となります。(注4) 4回目以降は44,000円となります。

申請に必要なもの 印鑑、保険証、現在お持ちの認定証、身分証明書、個人番号カード(通知カード)、90日を超える入院がある人は、領収書など入院日数の確認ができるもの

問合せ 国民健康保険については、保険医療課国保年金グループ(内線143) F A X 63-5334
後期高齢者医療については、保険医療課医療グループ(内線145) F A X 63-5334

平成30年4月1日採用 幸田町職員を募集します

1 職種・採用予定人員・受験資格

| 職種 | 採用人数 | 学歴 | 受験資格 |
|-------|------|----|--|
| 一般事務職 | 若干名 | 大学 | ・平成2年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成30年3月31日までに卒業見込みの人 |
| | | 短大 | |
| | | 高校 | |
| 土木技術職 | 若干名 | 同上 | ・平成2年4月2日以降に生まれた人で、土木課程を履修して卒業した人または平成30年3月31日までに卒業見込みの人 ※土木の専門的な科目を履修していれば、卒業した学部学科等は問いません。 |
| 建築技術職 | 若干名 | 同上 | ・平成2年4月2日以降に生まれた人で、建築課程を履修して卒業した人または平成30年3月31日までに卒業見込みの人 ※建築の専門的な科目を履修していれば、卒業した学部学科等は問いません。 |
| 保育士 | 若干名 | 大学 | ・昭和57年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成30年3月31日までに卒業見込みの人 ※保育士資格を平成30年3月31日までに取得または取得見込みの人 |
| | | 短大 | |
| 消防職 | 若干名 | 大学 | ・平成4年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成30年3月31日までに卒業見込みの人 ※両眼とも矯正視力1.0以上で、赤色、青色および黄色の色彩の識別が可能な人※他職と同様に性別要件はありません。 |
| | | 短大 | |
| | | 高校 | |

2 試験日程・会場・試験内容

| 試験 | 試験日 | 会場 | 試験内容 |
|------|---|----------------|---|
| 一次試験 | 9月16日(土) | 幸田町役場 | ・人事担当者面接 |
| | 9月17日(日) | 幸田町役場 中央公民館 | ・一般教養試験 ・職場適応性検査 ・専門試験(土木技術職・建築技術職・保育士) |
| 二次試験 | 10月28日(土)・29日(日)および 11月4日(土)のうち町が指定する 2日間 | 幸田町役場 | ・最終面接 ・グループ討議 ・体力テスト(消防職のみ) |

3 試験申込み・受付期間

| 区分 | 受付期間 | 受付場所 | 備考 |
|------|----------------|--------------------------|------------------------------------|
| 窓口受付 | 7月1日(土)～31日(月) | 企画部人事秘書課人事秘書グループ(3階4番窓口) | 受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日は休み) |
| 郵便受付 | | | 受付期間末日の消印まで有効(消印なきものは無効) |

4 そのほか

- (1) 募集要項をよくご確認の上、お申し込みください。なお、募集要項、受験申込書などは、幸田町企画部人事秘書課(3階4番窓口)でお渡しするほか、町ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 遠隔地に住んでいる人で、受験申込書などを郵送で請求する場合は、92円切手を貼付し、宛先などを明記した返信用封筒(長形3号:120mm×235mm)を必ず同封してください。
- (3) 提出書類(履歴書など)は、理由を問わず返却しません。

5 問合せ・申込み

企画部人事秘書課人事秘書グループ(3階4番窓口)

☎: 62-1111(内線322) FAX: 63-5139 E-mail: jinjihisyo@town.kota.lg.jp

詳しくは町ホームページ(<http://www.town.kota.lg.jp/>)をご覧ください。

幸田町役場 ☎62-1111(代)

平成30年4月1日採用 幸田町社会福祉協議会職員を募集します

1 職種・採用予定人員・受験資格

| 職種 | 採用人員 | 学歴 | 受験資格 |
|-----|------|----|--|
| 保健師 | 若干名 | 大学 | ・昭和47年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成30年3月31日までに卒業見込みの人 ※保健師資格を平成30年3月31日までに取得または取得見込みの人 |
| | | 短大 | |

2 試験日程・会場・試験内容

| 試験日 | 会場 | 試験内容 |
|-----------|---------------|----------------------------|
| 10月28日(土) | 幸田町福祉サービスセンター | ・一般教養試験 ・職場適応性検査 ・面接 |

3 試験申込み・受付期間

| 区分 | 受付期間 | 受付場所 | 備考 |
|------|----------------------|--|--|
| 窓口受付 | 8月1日(火)～ 9月29日(金) | 幸田町社会福祉協議会(幸田町福祉サービスセンター内) 〒444-0113 幸田町大字菱池字錦田82番地4 | 受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜・祝日は休み) |
| 郵便受付 | | | 受付期間末日の消印まで有効 (消印なきものは無効) |

4 そのほか

- (1) 募集要項をよくご確認の上、お申し込みください。なお、募集要項、受験申込書などは、幸田町社会福祉協議会でお渡しするほか、幸田町社会福祉協議会ホームページ(<http://kotashakyo.jp/>)からもダウンロードできます。
- (2) 提出書類(履歴書など)は、理由を問わず返却しません。

5 問合せ

幸田町社会福祉協議会 ☎62-7171、FAX62-7254

夏休み期間中の児童クラブ支援員を募集します

勤務期間 7月20日～8月31日の月～金曜日で午前7時45分～午後6時30分

*1日7時間45分以内の勤務。実際の勤務日、勤務時間については、シフトの調整によります。

勤務場所 町内小学校敷地内のクラブスペースほか

勤務内容 夏休み期間中、昼間家庭に保護者のいない児童の育成、支援

対象 児童と接することが好きで、健康な人(大学生歓迎)

*保育士または教諭資格を有していることが望ましいですが、なくても構いません。

募集人員 若干名

給与 幸田町嘱託員・非常勤職員の報酬・賃金基準による

提出書類 ①履歴書(顔写真付きのもの)②資格証明書の写し(資格のある人)

*応募者多数時は、面接などの選考あり(提出書類はお返ししません)

申込み 7月14日(金)までにこども課児童育成グループ(内線133)、

へお申し込みください。FAX63-5334



ごみの成績 5部門中3部門において県内1位！！

愛知県から平成27年度のごみの指標について発表がありました。幸田町は、ランキングが発表された5部門のうち3部門が1位、2部門が2位と3位という大変優秀な成績でした。

| 順位 | 1人1日あたりのごみの量 ※1 (g/人・日) | | 処理しなければならぬ1人1日あたりのごみの量 ※2 (g/人・日) | | 処理しなければならぬ1人1日あたりの生活系ごみの量 ※3 (g/人・日) | | リサイクル率 (%) | | 1人あたりの最終処分(埋立)量 (kg/人・年) | |
|-------|-------------------------|-----|-----------------------------------|-----|--------------------------------------|-----|------------|------|--------------------------|------|
| | 市町村 | 値 | 市町村 | 値 | 市町村 | 値 | 市町村 | 値 | 市町村 | 値 |
| 1 | 幸田町 | 694 | 幸田町 | 527 | 幸田町 | 416 | 大口町 | 36.5 | 岩倉市 | 6.0 |
| 2 | あま市 | 703 | 岩倉市 | 559 | 大口町 | 417 | 幸田町 | 32.2 | 小牧市 | 8.5 |
| 3 | 岩倉市 | 706 | 江南市 | 572 | 江南市 | 435 | 田原市 | 30.8 | 幸田町 | 8.7 |
| 愛知県平均 | | 929 | | 761 | | 536 | | 21.7 | | 27.1 |

※1 ごみ総排出量を1人1日あたりに割り返した量

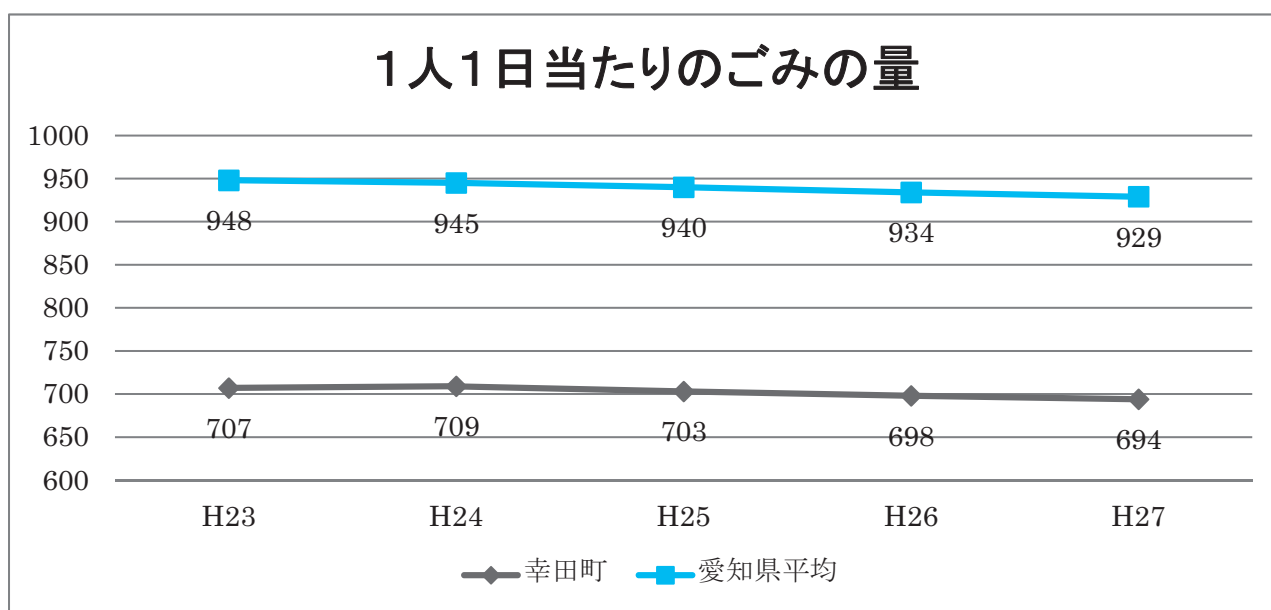
※2 ごみ総排出量から資源ごみを引いて1人1日あたりに割り返した量

※3 生活系ごみ排出量から生活系資源ごみを引いて1人1日あたりに割り返した量

町では燃やすごみ袋を有料にし、分別ごみを無料にすることにより、分別するほど費用負担が軽くなる仕組みをとっています。町民の皆さまが燃やすごみの減量と資源物の分別に対して意識を高く持たれていることや、各種団体による資源回収ができていることから、このような結果につながっていると考えられます。下図は1人1日あたりのごみの量の近年の推移を示したもので、順調に微減を続けております。これからも燃やすごみの量を減らせるよう、町民の皆さんと一緒にごみの減量・資源化に取り組んでいきますので、今後ともご協力をお願いします。



1人1日当たりのごみの量



出典 平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

問合せ 環境課ごみ対策グループ（内線273）、FAX63-5169

幸田町役場 ☎62-1111(代)

幸田町地域安全女性推進委員会会議が開催されました

町では、安全安心なまちづくりを推進するため、各区から選出された地域安全女性推進委員の皆さんからご意見、ご要望をいただき、交通安全や防犯、防災に関する施策を進めています。

5月11日に行われた会議での意見の一部を紹介します。

【意見】 自転車の交通ルールについて、分からないことが多く「違反をしているかも」と不安になる。ルールの周知をして欲しい。

【回答】 自転車は車両の一種となります。小中学生においては、交通安全教室の実施などで周知しています。高校生や一般の人においては、自転車を利用する際には一人一人が交通ルールを守って利用するようキャンペーンを実施するなど周知に努めていきます。



▲会議の様子



▲地域安全女性推進委員の皆さん

自転車は「車の仲間」です。自転車に乗るときはルールとマナーを守って
安全に利用しましょう！

【自転車安全利用5原則】

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・2人乗り・並走の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



問合せ 防災安全課安全対策グループ（内線372）、 F A X63-5139

夏の交通安全町民運動を実施します

夏本番を迎え、海や山では本格的なレジャーシーズンが到来します。この時期は、行楽のために自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。また、屋外で遊ぶ子どもたちや夕涼みなどで外出する高齢者も増えるため、交通事故に巻き込まれる危険性が高まります。

さらに、夏特有の解放感や各種の祭礼などで飲酒の機会も増え、飲酒運転による交通事故も懸念されます。そこで、夏の交通安全町民運動を下記の重点項目により町民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図ります。

期間 7月11日(火)～20日(木)10日間

- 重点項目
- ①子どもと高齢者を交通事故から守ろう
 - ②後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
 - ③自転車の安全利用を進めよう
 - ④飲酒運転を根絶しよう

問合せ 防災安全課安全対策グループ（内線372）、 F A X63-5139

